

担	東京労働局 労働基準部 監督課 監督課長 岡田 直樹 統括特別司法監督官 佐藤 範雄
当	電話 03-3512-1612(内線 6402)

## 平成25年度司法処理状況の概要について

### —労働災害契機の送検が4分の1を占める—

東京労働局（局長 西岸正人）は、管下18労働基準監督署・支署における平成25年度（4月から翌3月）の司法処理状況を以下のとおり取りまとめました。

#### 1 概要

平成25年4月から平成26年3月までの1年間に、東京労働局と管下18労働基準監督署・支署では、合計58件の司法事件を東京地方検察庁へ送検しました。

送検した事業場の件数は前年度より4件減少し、業種別の内訳では、建設業が16件（27.6%）と最も多く、次いで運輸交通業が8件（13.8%）、製造業が5件（8.6%）でした。

また、違反事項別では、死亡災害等を契機とした危険防止措置義務違反が15件（25.9%）、賃金・退職金不払が11件（19.0%）などでした。

送検の端緒は、被害労働者等からの告訴・告発によるものが27件（46.6%）に上りました。

#### 2 違反事項の内容（事例は次ページ参照）

##### (1) 労働基準法違反・・・34件

労働基準法に関する違反により送検したのは34件で、一番多かったのは、賃金不払事件の11件でした。その他、36協定に定める時間を超えて長時間労働に従事させた、休日を与えていなかった等労働時間に関するものが5件、割増賃金の不払が4件などでした。

##### (2) 危険防止措置義務違反・・・15件

労働安全衛生法に関する違反により送検した24件のうち、危険防止措置義務違反が15件でした。そのうち、墜落・転落災害を契機とした送検事案が7件でした。

##### (3) 労災かくし・・・5件

休業4日以上労働災害が発生した場合にはその都度遅滞なく、所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出することになっています。『労災かくし』とは、労働災害の発生に際し、その発生事実を隠ぺいするため、労働者死傷病報告書を提出しないもの又は虚偽の内容を記載して提出するものです。

#### 3 今後の対応について

東京労働局及び管下18労働基準監督署・支署では、過重労働による健康障害を発生させた企業等であって違法な長時間労働を繰り返すなど重大・悪質な労働基準法違反の事案に対しては積極的に捜査に着手し、送検手続をとる方針です。

また、東京労働局では平成 25 年度から、第 12 次東京労働局労働災害防止計画に基づき“Safe Work TOKYO”のキャッチフレーズの下、官民一体となった災害防止に取り組んでいるところであり、労働安全衛生法等の法違反を原因とする死亡災害など重大な労働災害を発生させた事業場に対しては、引き続き送検手続を含め厳正に対処します。

## (1) 労働基準法・最低賃金法違反

事例1 立川市で学習塾を営む法人及びその代表者は、労働者 8 名に対し、平成 25 年 6 月 1 日から同年同月 30 日までの賃金総額 869,590 円を、所定支払日である平成 25 年 7 月 12 日に支払わず、もって東京都最低賃金時間額 850 円以上の賃金を支払わなかったもの。平成 25 年 9 月 17 日、元労働者から、立川労働基準監督署に対し申告があったことを契機に行政指導を行ったが、是正しなかったことから捜査に着手し、最低賃金法違反が明らかとなった平成 25 年 6 月分の賃金不払について書類送検したものの。

事例2 東京都千代田区に本社を置くログハウスの建設等を行う事業者 2 社は、労働基準法で労働者に少なくとも週に 1 回の休日を与えることを義務づけられているにも関わらず、自らが施工する工事現場において、ベトナム人技能実習生に 1 週 1 回の休日を与えることなく違法に就労させていた事実が判明した。本件は、開発途上国等の経済発展・産業振興の担い手となる人材の育成を行うため、我が国の進んだ技能・技術・知識の修得等を目的とした外国人技能実習制度における同実習生に対する違法な休日労働の事案である。

## (2) 危険防止措置義務違反

事例3 平成 25 年 8 月 8 日、東京都西東京市の木造 2 階建住宅建築工事現場において、労働者 3 名が 1 階梁上（高さ 3 メートル）で桁を組み込む作業中、中心となっていた桁との間にバールをかましてハンマーでバールを叩いたところ、3 名が桁ごと落下し、骨折等の負傷を負うという労働災害が発生した。元請会社及び下請会社は、それぞれ高さ 3 メートルの箇所では桁を組み込む作業において、労働者の墜落による危険を防止するために、防網（安全ネット）を張り、労働者に安全帯を使用させるなどの措置を講じなかった。

また、元請会社は、当該作業は、軒の高さが 5 メートル以上の木造建築物の構造部材の組立作業であったのに、安全帯等の使用状況の監視等をする「木造建築物の組立て等作業主任者」を選任しないまま作業を行っていたことが判明したことから、被災した労働者 3 名のうち 1 名が所属していた元請会社と 2 名が所属していた下請会社をそれぞれ、労働安全衛生法違反として送検したものである。

事例4 東京都江東区内の清掃工場焼却炉補修等工事現場において、平成 25 年 1 月 10 日、現場の下請業者が労働者に廃熱ボイラー内部の清掃作業を行わせるにあたり、当該労働者が現場に設けられた架設通路から約 3 メートル下のスクリーコンベアに墜落してスクリーに巻き込まれ、同日に死亡した。

捜査の結果、被疑者は、墜落のおそれのある箇所に手すり等の設備を設けずに架設通路を労働者に使用させて作業を行わせていたことが判明した。

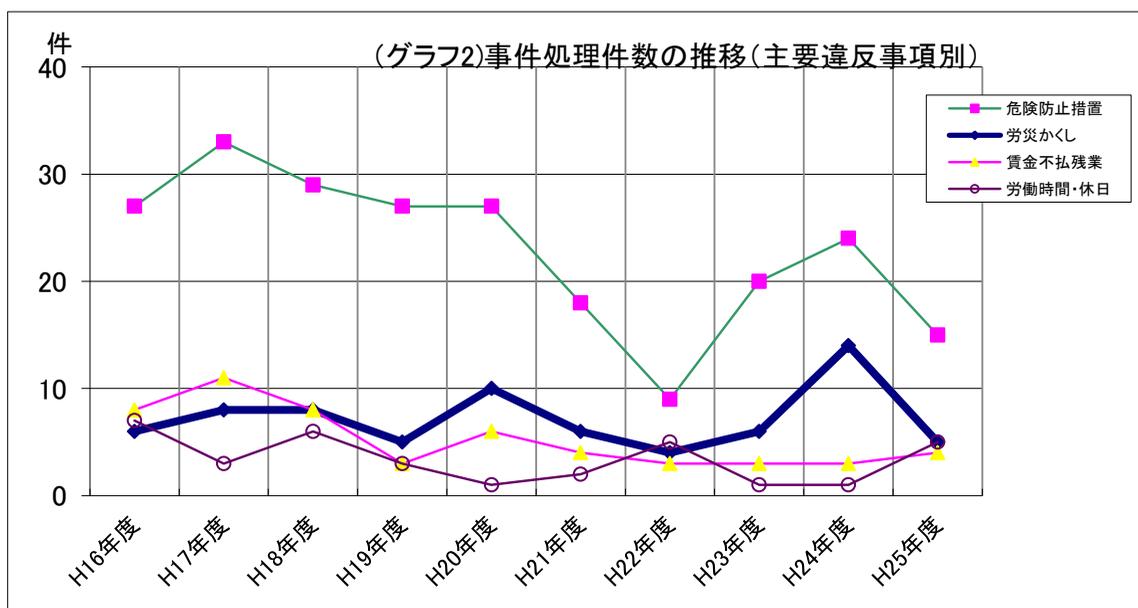
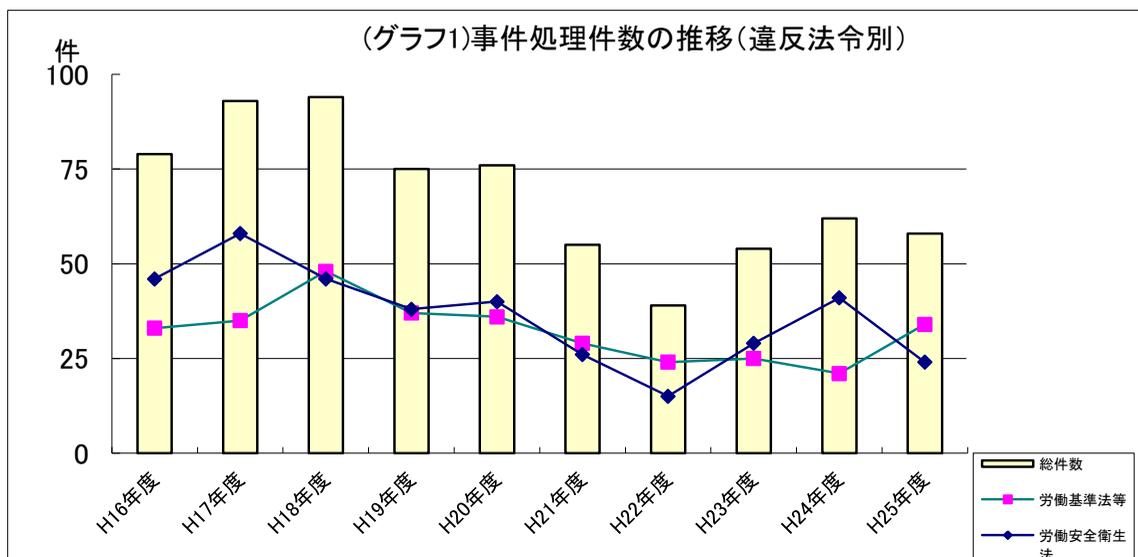
## (3) 労災かくし

事例5 平成 24 年 8 月 4 日、会社の物流センターにおいて、労働者が荷の検数作業中、バックしてきた同社の下請労働者が運転するフォークリフトに接触し、右足かかとの裂傷の傷害を負う休業 4 日以上を要する労働災害が発生した。

労働安全衛生法では、休業 4 日以上を要する労働災害について、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告の提出を義務づけているが、捜査の結果、物流センター所長は、事故を隠蔽するため、労働者死傷病報告を大田労働基準監督署に対し提出しなかったことが判明した。

(表1) 過去10年間における司法事件処理状況の推移

	違反法令		総件数	主要違反事項別				強制捜査
	労働基準法等	労働安全衛生法		危険防止措置	労災かくし	賃金不払残業	労働時間・休日	
H16年度	33	46	79	27	6	8	7	8
H17年度	35	58	93	33	8	11	3	12
H18年度	48	46	94	29	8	8	6	9
H19年度	37	38	75	27	5	3	3	2
H20年度	36	40	76	27	10	6	1	6
H21年度	29	26	55	18	6	4	2	10
H22年度	24	15	39	9	4	3	5	13
H23年度	25	29	54	20	6	3	1	9
H24年度	21	41	62	24	14	3	1	7
H25年度	34	24	58	15	5	4	5	12



(表2) 違反内容別の前年度との比較

	平成25年度	平成24年度	増減	構成比
<b>労働基準法、最低賃金法等関係</b>	<b>34</b>	<b>21</b>	<b>13</b>	<b>58.6%</b>
賃金・退職金不払(第23,24条、最賃法第4条等関係)	11	9	2	19.0%
労働時間・休日(第32,35条)	5	1	4	8.6%
賃金不払残業(第37条)	4	3	1	6.9%
解雇の予告(第20条)	3	1	2	5.2%
その他	11	7	4	19.0%
<b>労働安全衛生法関係</b>	<b>24</b>	<b>41</b>	<b>▲17</b>	<b>41.4%</b>
機械等・墜落等の危険防止措置(第20,21条等)	15	24	▲9	25.9%
作業主任者の選任等(第14条)	1	0	1	1.7%
就業制限(第61条)	1	1	0	1.7%
労災かくし(第100条)	5	14	▲9	8.6%
その他	2	2	0	3.5%
<b>総処理件数</b>	<b>58</b>	<b>62</b>	<b>▲4</b>	<b>100.0%</b>

(表3) 業種別

	製造	建設	運輸	商業	金融・広告業	接客	その他	合計
<b>労働基準法、最低賃金法等関係</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>16</b>	<b>34</b>
賃金・退職金不払(第23,24条、最賃法第4条等関係)			2			2	7	11
労働時間・休日(第32,35条)	2	2	1					5
賃金不払残業(第37条)						1	3	4
解雇の予告(第20条)	1				2			3
その他			2	2		1	6	11
<b>労働安全衛生法関係</b>	<b>2</b>	<b>14</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>24</b>
機械等・墜落等の危険防止措置(第20,21条等)	2	10	1				2	15
作業主任者の選任等(第14条)		1						1
就業制限(第61条)			1					1
労災かくし(第100条)		3	1				1	5
その他							2	2
<b>総処理件数</b>	<b>5</b>	<b>16</b>	<b>8</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>21</b>	<b>58</b>
割合(%)	8.6%	27.6%	13.8%	3.5%	3.5%	6.9%	36.2%	100%

[製造] 製造業  
[建設] 建設業  
[運輸] 運輸交通業  
[商業] 商業  
[教育] 教育・研究業  
[接客] 接客娯楽業  
[その他] 貨物取扱業、教育、保健衛生業、清掃業、その他の事業

(表4) 端緒別

	災害調査等	監督等	申告・情報	告訴・告発	合計
<b>労働基準法、最低賃金法等関係</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>7</b>	<b>25</b>	<b>34</b>
賃金・退職金不払(第23,24条、最賃法第4条等関係)			5	6	11
労働時間・休日(第32,35条)	1	1	2	1	5
賃金不払残業(第37条)				4	4
解雇(第20条)				3	3
その他				11	11
<b>労働安全衛生法関係</b>	<b>17</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>24</b>
機械等・墜落等の危険防止措置(第20,21条等)	15				15
作業主任者の選任等(第14条)	1				1
就業制限(第61条)	1				1
労災かくし(第100条)			5		5
その他				2	2
<b>総処理件数</b>	<b>18</b>	<b>1</b>	<b>12</b>	<b>27</b>	<b>58</b>
割合(%)	31.0%	1.7%	20.7%	46.6%	100%